

令和8年4月より適用する土木部発注工事に係る 土木工事積算基準等の改定について

公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、最新の実績を踏まえ、下記のとおり土木工事標準積算基準等を改定します。

記

1 改定内容

○土木工事における一般管理費等率および現場環境改善費率の改定

(参考)

- ・令和8年度版 国土交通省土木工事標準積算基準等に準拠

○港湾工事における一般管理費等率の改定

(参考)

- ・令和8年度版 国土交通省港湾請負工事積算基準に準拠

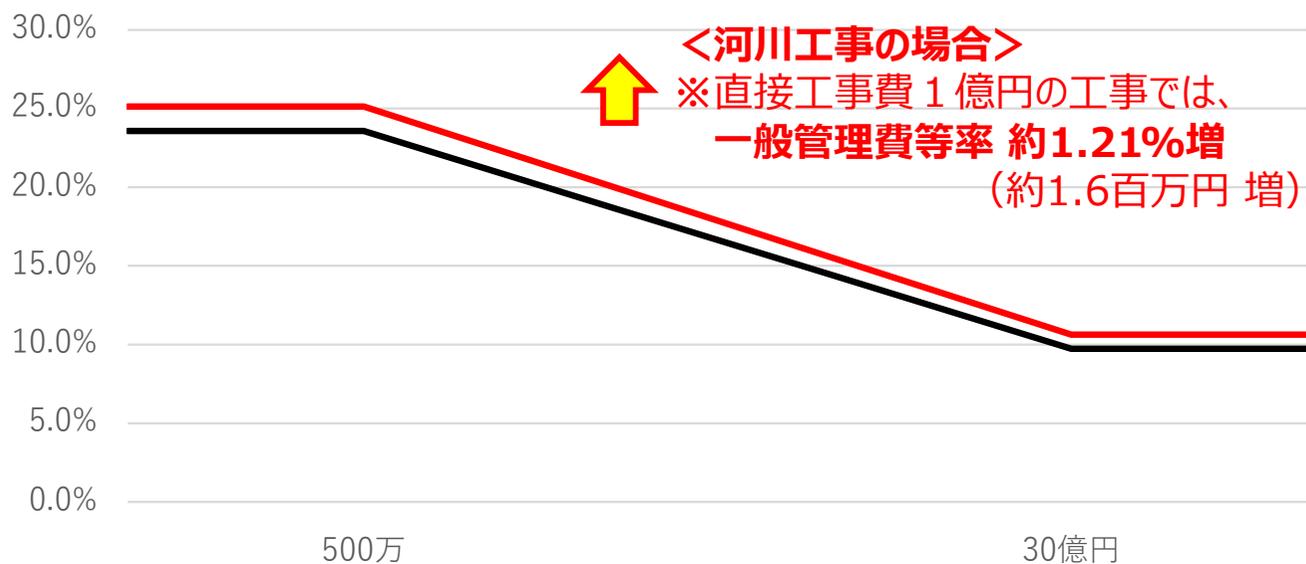
2 適用時期

令和8年4月1日以降の支出負担行為何に係る工事より適用する。

1.(1)2) 一般管理費等率の改定

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
- 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$	9.74%

【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	$-5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343$	10.63%

Cp : 工事原価(円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

1.(2)1) 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

- 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
- より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi	現場環境改善費率:i(%)	
	大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot Pi^{-0.174}$ $i=39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73 0.71



実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

対象額:Pi	現場環境改善費率:i(%)	
	大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9 \cdot Pi^{-0.175}$ $i=32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38 0.57



実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

令和8年度 港湾請負工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行（令和7年度）	改定（令和8年度）	コメント																																				
1節 直接工事費 補足資料-1 直接工事費 P2-1-(24)		<p>10. 端数処理の取扱い <u>四捨五入等の端数処理は、端数処理対象となる桁で処理するものとし、端数処理対象となる桁以降については考慮しないものとする。</u> <u>例）小数1位切り上げの場合、小数1位の桁が1以上の場合は切り上げし、0の場合には切り捨てるものとする。</u></p>	記載場所の変更																																				
2節 間接工事費 P2-2-8	<p>3-1-2 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正 施工時期、工事期間等を考慮して、「表-③ 現場管理費率」により求めた率を2%の範囲内で適切に補正（加算）することができる。ただし、重複する場合は、最高2%とする。 (1) 積雪寒冷地で施工時期が冬期となる場合 ① 積雪寒冷地域の範囲…<u>人事院規則</u>に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。 ② 積雪寒冷地域の施工期間を次のとおりとする。</p>	<p>3-1-2 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正 施工時期、工事期間等を考慮して、「表-③ 現場管理費率」により求めた率を2%の範囲内で適切に補正（加算）することができる。ただし、重複する場合は、最高2%とする。 (1) 積雪寒冷地で施工時期が冬期となる場合 ① 積雪寒冷地域の範囲…<u>国家公務員の寒冷地手当に関する法律</u>に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。 ② 積雪寒冷地域の施工期間を次のとおりとする。</p>	記載内容の修正																																				
3節 一般管理費等 P2-3-1	<p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th rowspan="2">30億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;">23.57 %</td> <td style="text-align: center;"><u>-4.97802</u></td> <td style="text-align: center;"><u>56.92101</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9.74 %</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式 $G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (円)</p>	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの 下記の率とする	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による				a	b		一般管理費等率	23.57 %	<u>-4.97802</u>	<u>56.92101</u>	<u>9.74 %</u>	<p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th rowspan="2">30億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>25.13 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-5.21826</u></td> <td style="text-align: center;"><u>60.08343</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10.63 %</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式 $G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (円)</p>	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの 下記の率とする	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による				a	b		一般管理費等率	<u>25.13 %</u>	<u>-5.21826</u>	<u>60.08343</u>	<u>10.63 %</u>	率式の見直し
工事原価 適用 区分等	500万円以下		500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの 下記の率とする																																		
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による																																					
		a	b																																				
一般管理費等率	23.57 %	<u>-4.97802</u>	<u>56.92101</u>	<u>9.74 %</u>																																			
工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの 下記の率とする																																			
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による																																					
		a	b																																				
一般管理費等率	<u>25.13 %</u>	<u>-5.21826</u>	<u>60.08343</u>	<u>10.63 %</u>																																			
4節 その他 P2-4-1	<p>1-1-1 増加費用等の適用および範囲 1) 増加費用等の適用 増加費用等の適用は、工期延長等に伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。 <u>なお、一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。</u></p>	<p>1-1-1 増加費用等の適用および範囲 1) 増加費用等の適用 増加費用等の適用は、工期延長等に伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。</p>	記載の削除																																				